

1. 亀岡市総合福祉センター	所管課	地域福祉課
----------------	-----	-------

この施設は、昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に建設が進められ、その翌年の亀岡市福祉都市宣言の昭和57年に完成しました。国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」を目指し、健康で文化的な福祉社会の発展のために、広く市民ふれあいの場として活用することを目的とした施設です。

総合福祉センターは、コミュニティセンター、障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホームの5つの施設で構成しており、多様性を尊重する視点での事業を展開しています。

現在は、指定管理者制度を活用し、公益財団法人亀岡市福祉事業団へ施設管理・事業運営を委託して行っています。

(ア) 施設の概要

名 称	亀岡市総合福祉センター
所 在 地	亀岡市内丸町45番地の1
建 築 面 積	1,054.94㎡
延建築面積	2,985.92㎡
構 造	鉄筋コンクリート造4階建一部2階建
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週火曜日、祝休日 年末、年始（12月29日～12月31日、1月2日～1月3日）

(イ) 施設使用料及び利用者数

種別	使用時間 区分	午前	午後	夜間	全日	令和3年度		令和4年度	
		9時 ～12時	1時 ～5時	6時 ～10時	午前9時 ～午後10時	使用料	利用者数	使用料	利用者数
一階	コミュニティホール 会議室	円 2,200 440	円 3,300 550	円 4,400 660	円 9,900 1,650	円 764,913	人 10,989	円 1,009,612	人 16,391
二階	教養娯楽室 会議室	440 440	550 550	660 660	1,650 1,650	65,870	3,345	83,852	3,792
三階	和室 会議室 講習室 料理実習室	550 550 1,210 770	660 660 1,430 880	770 770 1,760 990	1,980 1,980 4,400 2,640	319,712	4,811	355,599	6,133
四階	音楽室 講習室 軽運動室 集会室	660 770 770 440	770 880 880 550	880 1,100 1,100 660	2,310 2,750 2,750 1,650	742,755	10,728	1,014,312	15,622
計						1,893,250	29,873	2,463,375	41,938

備考：a 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算します。

b 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算します。

区 分	加 算 額
冷 房	使用料の4割相当額
暖 房	使用料の3割相当額

c 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収します。

(ウ) 亀岡市福祉事業団への管理運営等委託料

区 分	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委 託 料		円 43,032,000	円 40,948,074	円 42,951,318	円 43,049,826

2. ふれあいプラザ	所管課	地域福祉課
------------	-----	-------

この施設は、世代間交流施設として平成14年5月に開設したものであり、少子・高齢化に伴う課題に対処する施策の実現、市民参加と協働による世代間交流事業を推進することを目的とする施設です。

平成18年度からの指定管理者制度に伴い、ふれあいプラザとして、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会へ管理運営を委託し、子育てに関する情報の交換及び支援並びに地域福祉の推進を図る活動を行っています。

(ア) 施設の概要

名 称	ふれあいプラザ
所 在 地	亀岡市余部町樋又61番地の1
建 築 面 積	726.67㎡
延 床 面 積	714.78㎡
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
開 館 時 間	午前9時～午後5時
休 館 日	毎週木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日） 年末、年始（12月29日～1月3日）

(イ) 利用者数

年 度 区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 数	27,591 人	10,279 人	9,864 人	15,018 人

(ウ) 管理運営委託料

年 度 区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委 託 料	12,620,000 円	12,620,000 円	12,620,000 円	12,620,000 円